



ご存知ですか？シルバー・サポーター制度

シルバー・サポーター制度とは？

「シルバー・サポーター制度」は、運転免許を自主返納等した高齢者の方の生活支援の一環として平成20年9月から始まった制度です。

令和2年7月1日現在、288の事業所に協賛をいただいております。運転免許を自主返納等して申請により取得できる「**運転経歴証明書**」を同事業所に提示すると、タクシー料金の割引等、様々な特典を受けることができます。

運転免許 自主返納者支援
～シルバー・サポーター制度～

協賛事業所

埼玉県本部

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
048-832-1100

運転経歴証明書
(自動車等の運転はできません)

埼玉県警察本部交通総務課

この制度は、協賛事業所のご厚意により運営されています。

問い合わせ先 埼玉県警察本部交通部交通総務課 ☎048-832-0110(代)

埼玉県警察 シルバー・サポーター制度 協賛事業所一覧

埼玉県警察マスコット「ポッピーくん」



【運転免許自主返納ロゴマーク】

各協賛事業所には、自主返納ロゴマークステッカー(上側)やポスター等(左側)が掲示されています！
※ 事業所の規定等によりポスター等を掲示していない店舗等もあります。



【協賛事業所ポスター及びステッカー】

「運転免許の自主返納制度」「運転経歴証明書」に関する問い合わせ先

- 県内の各警察署
- 埼玉県警察運転免許センター 運転免許課
048-543-2001(代) 受付時間 平日の8:30～17:15